【都市科学部】欠席連絡の流れ

授業の欠席

1．通常の欠席
（ワクチン接種による副反応、病気、怪我、忌引き等）

欠席事由が解消した日から原則1週間以内に事由を証明する証拠書類または詳細な理由書を添え、欠席届を提出する。

2．新型コロナウイルス感染症に関連する欠席

①感染者となった場合

本学の保健管理センターウ ェブサイト（https://www.hoken.ynu.ac.jp/）内に設けた専用ウェブフォームを用いて登録

＜出席停止期間＞
治癒するまで。無症状の場合は、検査日の翌日から起算して 7 日間経過）するまで

②濃厚接触者となった場合

本学の保健管理センターウ ェブサイト（https://www.hoken.ynu.ac.jp/）内に設けた専用ウェブフォームを用いて登録

＜出席停止期間＞
感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して5日間

上記 2. ①②の理由により、授業を欠席する場合には、
欠席事由が解消した日から原則 1 週間以内に欠席届を都市科学部学務係へ提出する。

学務係は提出された欠席届を確認し、承認印を押印して学生に PDF で返送する。
学生は欠席届を授業担当教員にメールや授業支援システムの Q&A 等で提出し、欠席の取り扱いについて依頼する。